

合併協議会から脱退する日を定める協議書

幕別町、更別村及び忠類村（以下「関係町村」という。）は、更別村が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、十勝中央合併協議会から脱退する日を次のとおり定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

記

更別村が十勝中央合併協議会から脱退する日 平成16年11月25日

平成16年11月19日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡 和 夫

河西郡更別村字更別南1線93番地

更別村

更別村長 更 村 豊 治

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長 遠 藤 清 一